

平成21年12月16日

受験生のみなさんへ

関西大学

2010年度大学院入学試験における新型インフルエンザへの対応について

関西大学では、2010年1月から2月に実施する大学院入学試験（専門職大学院を含む）において、新型インフルエンザに罹患し、治癒していないために受験できなかった場合の取扱いを以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

なお、新型インフルエンザの急激な感染拡大等不測の事態により、この取り扱いを変更する場合があります。この場合、各大学院ホームページにおいて周知しますので、適宜確認してください。

記

1 対象者

新型インフルエンザに罹患し、治癒していない者であって、医師の診断書（加療期間の記載されたもの）を提出できる者

2 入学試験での特別措置

本学の大学院入学試験（専門職大学院を含む）を新型インフルエンザ感染により受験できなかった場合、2010年度入試に限り、所定の手続により入学検定料の返還を行います。

なお、新型インフルエンザ感染により欠席した場合であっても、追試験は実施しません。

3 入学検定料返還の申請手続き

次の(1)から(2)の手続きを行ってください。

(1) 関西大学入試センターへの電話連絡

次の期間内に、電話で連絡してください。

受付期間 : 欠席する入学試験実施日の前日から試験当日

受付時間 : 午前10時から午後5時まで

電話番号 : 受験票に記載の電話番号

(2) 申請書類・診断書の提出

「入学検定料返還申請書」を郵送しますので、入学検定料の返還を希望する場合は「入学検定料返還申請書」と「医師の診断書（加療期間の記載されたもの）」を次の期間内に、速達・簡易書留扱いで郵送してください。

入 試 種 別	提出期限
会計専門職大学院入学試験（1月募集）	1月29日消印有効
法科大学院入学試験（B日程）	2月19日消印有効
大学院博士課程（前期課程・後期課程）入学試験（2月募集） 臨床心理専門職大学院入学試験（2月募集）	2月26日消印有効

4 申請に際しての注意事項等

上記申請手続きを完了した方には、「入学検定料返還申請書」に記入された金融機関の口座に入学検定料を返還します。返還の時期は、1月に実施する入学試験で2月下旬、2月に実施する入学試験で3月下旬を予定しています。

5 入学試験実施当日の取扱い

- (1) 感染防止のためマスク着用による受験を認めることとします。ただし、写真照合の際など本人確認が必要な場合には、監督者が、一時的にマスクを外すように指示することありますので、ご協力ください。
- (2) 試験会場には、速乾性消毒液を設置します。
- (3) 発熱や咳等の症状がある場合、入学試験実施本部で担当者に申し出てください。

6 その他

- (1) 新型インフルエンザの急激な感染拡大等の不測の事態により、入学試験や合格者発表の延期等の措置をとることがあります。この場合、次の各大学院ホームページにおいて周知しますので、適宜確認してください。

なお、このことによって生じた受験生の負担費用、その他個人的損害について、本学はその責任を一切負いません。

- ・ 会計専門職大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/as/>)
- ・ 法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/>)
- ・ 大学院博士課程ホームページ (http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/)
- ・ 臨床心理専門職大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/cp/index.html>)

- (2) 本学入学試験に向けて、①手洗いやうがいを慣行すること、②混み合った場所の外出はなるべく控えること、③外出する際にはマスクを着用することなどにより感染予防を心がけて、体調管理をしっかり行い、大切な受験機会を最大限活かしてください。

以 上